第６３号議案

蒲郡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

蒲郡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和８年９月２日提出

蒲郡市長　　鈴　木　寿　明

蒲郡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年蒲郡市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 ⑴　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「省令」という。）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者 ⑵～⑷　（略） （登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第１８条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）	（登録資格） 第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 ⑴　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「省令」という。）第１９条第１項第１号へに規定する職務代行者 ⑵～⑷　（略） （登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記

の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第１２条　省令第１８条の３第１項第７号に規定する代理人をおいている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 ２　（略）	載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第１２条　省令第１９条第１項第１号トに規定する代理人をおいている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 ２　（略）

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。